

○和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例

平成7年3月31日
条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、道路交通の安全と円滑化を図り、自転車等を利用する市民の利便に供するため、市が設置する自転車等駐車場(以下「駐車場」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自動二輪車 道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)をいう。
- (4) 自転車等 自転車、原動機付自転車又は自動二輪車をいう。

(平22条例33・一部改正)

(名称及び位置)

第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
信太山駅前自転車等駐車場	和泉市池上町一丁目6番2号
北信太駅前仮設自転車等駐車場	和泉市太町17番地
和泉中央駅前南自転車等駐車場	和泉市いぶき野五丁目1番6号
和泉中央駅前北自転車等駐車場	和泉市いぶき野四丁目5番7号
和泉府中駅東自転車等駐車場	和泉市府中町一丁目18番19号
和泉府中駅西自転車等駐車場	和泉市肥子町一丁目1番18号

(平21条例9・平21条例23・平22条例33・平24条例38・令3条例19・一部改正)

(利用車種)

第4条 駐車場に駐車することができる車種は、駐車場の構造に応じて、自転車、原動機付自転車又は自動二輪車とし、駐車場ごとに別表第1に定めるところによる。

(平22条例33・一部改正)

(指定管理者による管理)

第5条 駐車場の管理は、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 市長は、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 3 指定管理者に駐車場の管理を行わせない場合は、市長が管理する。この場合において、必要な規定の読替えは、規則で定める。

(平17条例36・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者を指定した場合において指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設、設備等の維持管理
- (2) 利用の許可及び取消し
- (3) 利用者に対する物品の販売又はサービスの提供(駐車場の業務に付随して必要と認められるものに限る。)
- (4) 駐車場の利用を促進するために必要な業務
- 2 指定管理者は、前項第1号、第3号及び第4号の業務に限り、市長と協議の上、その一部又は全部を第三者に委託することができる。

(平17条例36・追加)

(指定管理者による管理の基準)

第7条 指定管理者を指定した場合は、指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則その他の関係する法令等に基づき駐車場を管理しなければならない。

(平17条例36・追加)

(利用の許可)

第8条 駐車場を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(平17条例36・旧第5条繰下・一部改正)

(利用許可の種類)

第9条 利用許可の種類は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、市長と協議の上、利用許可の期間を変更することができる。

(1) 定期利用許可 1月(月の初日から末日までをいう。)を単位とする。

(2) 一時利用許可 1日1回を単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、北信太駅前仮設自転車等駐車場における利用許可の種類は、1月(月の初日から末日までをいう。)を単位とする定期利用許可のみとする。

(平17条例36・旧第6条繰下・一部改正、令3条例19・一部改正)

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を許可しないことができる。

(1) 利用許可の申請者の数が、駐車場に駐車できる自転車等の数を超えるときその他駐車場の構造上駐車させることができないとき。

(2) 駐車場の施設、設備等を汚損又は破損するおそれがあると認められるとき。

(3) 自転車等に危険物を積載しているとき。

(4) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利するおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(平17条例36・旧第7条繰下・一部改正、平24条例25・一部改正)

(利用料金)

第11条 駐車場の利用料金は、別表第2に定める額とする。

2 駐車場の利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(平17条例36・旧第8条繰下・一部改正、令3条例19・一部改正)

(利用料金の減免)

第11条の2 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(令2条例7・追加)

(利用料金の不還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平17条例36・旧第9条繰下・一部改正)

(禁止行為)

第13条 利用者は、駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自転車等の駐車を妨げること。

(2) 施設その他工作物及び駐車中の自転車等を汚損し、又は破損すること。

(3) みだりに騒音を発すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼす行為をすること。

(平17条例36・旧第10条繰下)

(利用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は停止することができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) 利用許可の申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(平17条例36・旧第11条繰下・一部改正、平24条例25・一部改正)

(利用権の譲渡禁止)

第15条 利用者は、駐車場を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平17条例36・旧第12条繰下)

(利用の禁止)

第16条 指定管理者は、駐車場の整備その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の利用を禁止することができる。

(平17条例36・旧第13条繰下・一部改正)

(損害賠償)

第17条 駐車場の施設又は設備に損害を生じさせた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平17条例36・旧第14条繰下)

(市等の免責事項)

第18条 駐車場において利用者が受けた盗難、破損、利用者相互の接触その他の第三者の行為に起因して生じた損害又は不可抗力による損害については、市及び指定管理者はその責任を負わない。

(平17条例36・旧第15条繰下・一部改正)

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平17条例36・旧第17条繰下)

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第36号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第9号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(平成21年規則第23号)により、平成21年7月1日から施行)

附 則(平成21年条例第23号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(平成22年規則第8号)により、平成22年4月1日から施行)

附 則(平成22年条例第33号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(平成23年規則第3号)により、平成23年4月1日から施行)

附 則(平成24年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第38号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(平成25年規則第14号)により、平成25年4月1日から施行)

附 則(令和2年条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可に係る利用料金について適用し、同日前の利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(令和3年条例第19号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

(平22条例33・追加、平24条例38・令3条例19・一部改正)

駐車場	利用車種
信太山駅前自転車等駐車場 北信太駅前仮設自転車等駐車場	自転車

和泉中央駅前南自転車等駐車場 和泉府中駅西自転車等駐車場	原動機付自転車
和泉中央駅前北自転車等駐車場 和泉府中駅東自転車等駐車場	自転車
	原動機付自転車
	自動二輪車

別表第2(第11条関係)

(令2条例7・全改、令3条例19・一部改正)

利用料金

利用車種	駐車場の構造		一時利用 1日1回	定期利用			
				一般		学生	
				1か月定期	3か月定期	1か月定期	3か月定期
自転車	立体	1・2階	120円	2,500円	7,000円	2,000円	5,600円
		3階		1,500円	4,000円	1,200円	3,200円
		4階		1,200円	3,000円	1,000円	2,400円
	平面			2,000円	5,500円	1,600円	4,400円
原動機付自転車	立体	1階	250円	4,500円	13,000円	4,500円	13,000円
	平面			3,500円	10,000円	3,500円	10,000円
自動二輪車	立体	1階	300円	5,400円	15,700円	5,400円	15,700円

備考 この表において「学生」とは、[学校教育法\(昭和22年法律第26号\)第1条](#)に規定する学校、[同法第124条](#)に規定する専修学校又は[同法第134条第1項](#)に規定する各種学校その他これらに類する施設に在籍する者を、「一般」とは、学生以外の者をいう。